

大阪府広域緊急交通路沿道ブロック塀等耐震化促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 大阪府は、広域緊急交通路の沿道にあるブロック塀等の耐震化を促進し、地震発生時のブロック塀等の倒壊による通行障害の防止を目的として、広域緊急交通路沿道にあるブロック塀等の耐震診断、除却、新設及び耐震改修を行う所有者等に対し、予算の定めるところにより大阪府広域緊急交通路沿道ブロック塀等耐震化促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、大阪府補助金交付規則（昭和45年大阪府規則第85号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この要綱に定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日付け国官会第2317号）イ-16-（12）住宅・建築物安全ストック形成事業及び地域防災拠点建築物整備緊急促進事業補助金交付要綱に定めるところによるほか、次の各号に定めるところによる。

一 広域緊急交通路

「住宅建築物耐震10ヵ年戦略・大阪」に規定する耐震診断義務付け対象路線をいう。

二 ブロック塀等

コンクリートブロック塀、組積造（れんが塀、石積塀等）の塀をいう。

三 通行障害既存耐震不適格ブロック塀

建築物の耐震化促進に関する法律第5条第3項第2号に規定するブロック塀等をいい、広域緊急交通路に接する敷地（建築物のあるものに限る。）にある当該路線に面するブロック塀等のうち、当該路線に面する部分の長さが8mを超え、かつ、当該道路に面する部分のいずれかの地盤面からの高さが、当該部分から当該路線の境界線までの水平距離に2mを加えた数値を2.5で除して得た数値を超えるブロック塀等で、昭和56年5月31日以前に新築の工事に着手したものをいう。

四 要安全確認既存耐震不適格ブロック塀

広域緊急交通路に接する敷地にある当該路線に面するブロック塀等のうち、当該路線に面する部分のいずれかの道路面からの高さが、当該部分から当該路線の境界線までの水平距離に2mを加えた数値を2.5で除して得た数値を超えるブロック塀等で、昭和56年5月31日以前に新築の工事に着手したものをいう。ただし、前号に該当するものは除く。

五 基本方針

平成18年1月15日付け国土交通省告示第184号「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（最終改正平成30年12月21日）をいう。

六 耐震評価機関

ブロック塀等の耐震改修計画の評価や判定を行うための専門知識を有するとして知事が認める機関をいう。

七 補助事業者

この要綱に基づき、補助金の交付を受けようとする、又は補助金の決定を受けたブロック塀等の所有権を有する者をいう。ただし、次のいずれかに該当する者は補助を受けることができない。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条6号に規定する暴力団員若しくは大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号）第2条第4号に規定する暴力団密接関係者

- イ 法人にあつては罰金の刑、個人にあつては禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者
- ウ 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第49条第1項に規定する排除措置命令又は同法第50条第1項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から1年を経過しない者

(補助対象事業)

第3条 本事業の対象は、次の各号の区分に応じ、次に掲げる要件に該当する事業とする。

一 耐震診断

- ア 通行障害既存耐震不適格ブロック塀又は要安全確認既存耐震不適格ブロック塀を対象とするもの(これらと一体となっている門等を含む。)。ただし、国又は地方公共団体の所有するものを除く。
- イ 対象費用について他の補助金等の交付を受ける事業でないこと。
- ウ 耐震診断を行う者は、次のいずれかに該当する者であること。
 - (1) 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則(平成7年建設省令第28号)第5条第1項に規定する鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物に係る耐震診断資格者
 - (2) 建築士又は公益財団法人日本エクステリア建設業協会が運営するブロック塀診断士であつて、一般財団法人日本建築防災協会が実施する「既存ブロック塀等の耐震診断に関する講習」を修了した者
- エ 基本方針別添の指針に基づく一般財団法人日本建築防災協会の「既存ブロック塀等の耐震診断基準・耐震改修設計指針・同解説」に基づき実施されたものであること。

二 除却

- ア 前号ア及びイに掲げる事項
- イ 次に該当するもの。
 - (1) 通行障害既存不適格ブロック塀
前号ウに掲げる者が行った耐震診断の結果、「撤去」又は「撤去または耐震改修」と判定されたもの。
 - (2) 要安全確認既存耐震不適格ブロック塀
ブロック塀等チェックリスト(様式第1号)において、チェック項目「1 建築時期」を除いた項目のいずれかに「いいえ」があるもの。
- ウ 地面より上部に存するブロック塀等の全部を除却すること。

三 新設

- ア 第一号ア、イ及び前号イに掲げる事項
- イ 前項の除却をするもので、除却後速やかに新設に係る工事を行うもの。
- ウ 目隠しや侵入防止等従前の目的と同等のもの。
- エ 関係法令に適合し、地震の振動及び衝撃並びに現行の建築基準法の風圧などに対して安全な構造なもの。

四 耐震改修

- ア 第一号ア及びイに掲げる事項。
- イ 次に該当するもの。
 - (1) 通行障害既存不適格ブロック塀

第一号ウに掲げる者が行った耐震診断の結果、「撤去または耐震改修」と判定されたもの。

(2) 要安全確認既存耐震不適格ブロック塀

第二号イ (2) に掲げる事項

ウ 改修工事は第一号ウに掲げるものが行った補強設計に基づき行われるもので、補強設計の内容は、基本方針別添の指針に基づき地震に対する安全性を評価した結果、地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低いと判断できる基準に適合するとの耐震評価機関による評価書を取得したもの又は大阪府知事が評価書を取得したものと同等と認めたもの。

エ 改修工事は、ウに規定する評価書の交付を受けて行うもの。

オ 関係法令に不適合がある場合は、その是正を同時に行うもの。

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前条に規定する事業に必要な費用のうち、次の各号に掲げるものとする。

- 一 耐震診断に要する費用
- 二 除却に要する費用
- 三 新設に要する費用
- 四 耐震改修に要する費用

2 補助対象経費は、別表1に掲げる補助対象経費の限度額欄に掲げる額を限度とする。

3 第1項の補助対象経費は、消費税仕入額控除（消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による仕入れに係る消費税額の控除）を行う補助事業者の場合は、消費税及び地方税相当額は含まないものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条第1項各号に掲げる費用で、別表1に定める方法により算定した額とする。

2 前項で算定した補助金の額に千円未満の端数を生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。ただし、通行障害既存耐震不適格ブロック塀の前条第1項第一号に掲げる費用を除く。

(交付申請)

第6条 補助事業者は、規則第4条第1項の規定により、補助金交付申請書（様式第2号）により知事に申請しなければならない。

2 所有者が複数存在する場合の申請者は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 区分所有である場合は、建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第3条に規定する団体又は区分所有者によって合意された代表者とし、あらかじめ耐震診断等を行う場合に必要な同意を得ていること。
- 二 所有者が複数ある場合は、すべての所有者によって合意された代表者

3 第1項の申請にあたっては、別表2に掲げる書類を添付しなければならない。

4 耐震診断の判定後、引き続き除却を行う場合は、耐震診断と除却を一体で申請することができる。

5 新設は、除却と一体で申請しなければならない。また、耐震診断の判定後、引き続き除却及び新設を行う場合は、耐震診断、除却及び新設を一体で申請することができる。

(交付決定)

第7条 知事は、前条の交付申請があったときは、その内容を審査したうえ、交付の可否を決定し、補助金交付決定通知書（様式第3号）により補助事業者に通知するものとする。

(権利譲渡の禁止)

第8条 前条の規定により交付決定を受けた補助事業者は、その権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(補助対象事業の実施)

第9条 補助事業者は、第7条の規定による通知後速やかに、当該事業の契約を行い、補助対象事業に着手するとともに、着手届（様式第4号）により、知事に届け出なければならない。

2 第6条の申請において、耐震診断と除却等を一体で申請したものについては、次によるものとする。

一 補助事業者は、耐震診断完了後に耐震診断結果を耐震診断結果報告書（様式第5号）により知事に提出しなければならない。

二 補助事業者は、前号の報告が受理された後、除却または耐震改修に着手するとともに、着手届（様式第4号）にて、知事に届け出なければならない。

3 耐震改修の申請をしたものは、次によるものとする。

一 補助事業者は、第3条に規定する補強設計の耐震評価機関による評価書を取得後、補強設計評価報告書（様式第6号）により知事に提出しなければならない。

二 知事は、前号の報告があったときは、その内容を審査したうえ、補強設計評価確認通知書（様式第7号）により補助事業者に通知する。

三 補助事業者は、前号の通知後、改修工事に着手するとともに、着手届（様式第4号）にて、知事に届け出なければならない。

4 前3項の申請にあたっては、別表2に掲げる書類を添付しなければならない。

(補助対象事業内容の変更)

第10条 補助事業者は、補助金の額に変更が生じない範囲で、次に掲げる補助対象事業の申請内容を変更しようとするときは、内容変更届（様式第8号）により、知事に届け出なければならない。

一 補助事業者の代表者の変更（当該補助事業者が法人又は第6条第2項に規定する団体である場合に限る。）

二 補助の対象となる部分の配置、構造、形状の変更

三 事業工程の大幅な変更

四 前3号に掲げるもののほか、申請内容の大幅な変更

2 補助事業者は、補助金の額に変更が生じる補助対象事業の内容を変更しようとするときは、補助金交付決定変更申請書（様式第9号）により知事の承認を受けなければならない。

3 前2項の申請にあたっては、別表2に掲げる書類を添付しなければならない。

4 知事は、第2項の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは補助金の交付の変更を決定し、補助金交付決定変更通知書（様式第10号）により、補助事業者に通知するものとする。

(取りやめ)

第11条 補助事業者は、事情により補助対象事業を取り止めるときは、補助金取り止め届（様式第11

号)により、知事に届け出なければならない。

(状況報告)

第 12 条 知事は、この要綱の施行のために必要な限度において、補助対象事業の適正な遂行を確保するため、補助事業者に対し、報告を求め、又は調査することができる。

(事業遅延等の報告)

第 13 条 補助事業者は、補助対象事業が予定の期間内に完了しない恐れが生じた場合又は事業の遂行が困難となる恐れが生じた場合は、速やかにその理由及び以後の遂行の見通し等を知事に報告しその指示を受けなければならない。

(中間検査及び完了検査)

第 14 条 補助事業者は、交付決定通知書に記載の交付条件に規定する工事を終えたときは工事完了の報告を行い、必要に応じて検査を受けなければならない。

2 前項の検査を受けた後でなければ、交付決定通知書に記載の条件に規定する工程の後の工事の施工又は完了報告をしてはならない。

(完了報告)

第 15 条 補助事業者は、補助対象事業を完了したときは、完了実績報告書(様式第 12 号)により知事に報告しなければならない。

2 前項の完了実績報告書には、別表 2 に掲げる書類を添付しなければならない。

(是正のための措置)

第 16 条 知事は、前条に規定する完了報告書の提出を受けた場合において、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業につき、これに適合させるための措置をとるよう補助事業者に指示することができる。

(補助金の額の確定)

第 17 条 知事は、第 15 条第 1 項の報告書の審査により当該報告に係る事業が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書(様式第 13 号)により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第 18 条 前条の通知を受けた補助事業者は、補助金請求書(様式第 14 号)により速やかに知事に補助金の交付を請求するものとする。

2 補助事業者は、前項の補助金交付の請求をするにあたり、その請求及び受領を耐震診断を行った技術者が所属する建築士事務所等、耐震改修設計を行った技術者が所属する建築士事務所等又は耐震改修工事を行った施工業者(以下「耐震事業者」という。)に委任する場合は、次の各号に掲げる手続き時に、当該各号に定める書類を添付しなければならない。この場合において、前項中「補助事業者」とあるのは「耐震事業者」と読み替えるものとする。

一 補助金交付申請時及び補助金交付決定変更申請時

代理請求及び代理受領予定届出書（様式第 15 号）、別表 2 に掲げる書類

二 補助金請求時

代理請求及び代理受領委任状（様式第 16 号）

3 知事は、第 1 項の交付請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（決定の取消し）

第 19 条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 一 偽りその他不正の手段により、補助金の交付を受けたとき。
- 二 補助金を他の用途に使用したとき。
- 三 その他補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他関係法令に違反したとき。

2 知事は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、補助金交付決定取消し通知書（様式第 17 号）により補助事業者へ通知するものとする。

（新設した塀の維持管理等）

第 20 条 補助事業者は、補助金の交付を受けて新設した塀等について、適切に維持管理を行うものとする。

（財産の処分の制限等）

第 21 条 規則第 19 条ただし書きの規定により定める期間は 10 年とする。

2 前項の規定により定められた期間内において、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分しようとするときは、財産処分承認申請書（様式第 18 号）により知事に申請をし、承認を受けなければならない。

（補助金の返還）

第 22 条 知事は、第 19 条第 1 項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について既に補助金が交付されているときは、補助金返還通知書（様式第 19 号）により期限を定めて、当該交付済みの補助金の返還を命じることができる。

（延滞利子）

第 23 条 知事は、前条の規定による補助金の返還を命じた場合において、補助金の交付を受けた者が期限までに返還をしなかったときは、期限の翌日から返還までの日数に応じ未返還額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金（100 円未満の場合を除く。）を納付させるものとする。

（雑則）

第 24 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表1（第4条、第5条関係）

費用区分	補助対象経費の限度額	補助金の額
耐震診断に要する費用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 10m未満のもの 5,100 円/m ・ 10m以上のもの 48,960 円+204 円/m 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通行障害既存耐震不適格ブロック塀 補助対象経費。 ・ 要安全確認既存耐震不適格ブロック塀 補助対象経費に3分の2を乗じて得た額。
除却に要する費用	31,000 円/m	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通行障害既存耐震不適格ブロック塀 補助対象経費に5分の4を乗じて得た額。 ただし、一体となった門扉の除却、新設は、 補助対象経費に3分の2を乗じて得た額。
新設、耐震改修に要する費用	43,900 円/m	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要安全確認既存耐震不適格ブロック塀 補助対象経費に3分の2を乗じて得た額。

なお、通行障害既存不適格ブロック塀の耐震診断の補助については、令和5年（2023年）度までに交付決定を行ったものであること。

また、除却又は新設、耐震改修の補助については、令和7年（2025年）度までに交付決定を行ったものであること。

別表2 添付書類

申請書の種類	様式	添付図書
ブロック塀等チェックリスト	第1号	
補助金交付申請書	第2号	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委任状（様式第2号の1） ・同意書（様式第2号の2）（所有者が複数の場合） ・管理組合の規約と耐震診断等の実施を決議したことを証する書類（分譲マンション等の管理組合の場合） ・法人全部事項証明書（法人の場合） ・申立書（様式第2号の3）ただし分譲マンションの場合は分譲マンション用 ・代理請求及び代理受領予定届出書（様式第15号）（代理請求する場合） <p>【耐震診断】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・診断技術者の資格を証する書類（写） ・附近見取図、配置図、立面図、断面図 ・現況写真及び撮影位置図 ・診断見積書 <p>【除却】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・付近見取図、配置図、立面図、断面図 ・工事見積書 ・工事工程表（概要で可） ・現況写真 <p>○通行障害既存耐震不適格ブロック塀又は耐震診断補助を受けた要安全確認既存耐震不適格ブロック塀の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐震診断結果報告書（様式第5号） ・既存ブロック塀等の調査シート（様式第5号の1）又は所管行政庁に提出した「耐震診断の結果の報告書」 ・構造詳細図（塀の一体性及び転倒評価を行った場合） ・構造計算書（塀の一体性及び転倒評価において詳細評価を行った場合） <p>○要安全確認既存耐震不適格ブロック塀の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ブロック塀等チェックリスト（様式第1号） <p>【新設】</p>

		<ul style="list-style-type: none"> ・工事に関する設計図書（配置図、立面図、断面図、補強詳細図） ・第3条第3号エの規定に適合することを示す図書 ・工事見積書 ・工事工程表（概要で可） ・誓約書（様式第2号の4） <p>【耐震改修】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・診断技術者の資格を証する書類（写） ・改修等見積書 ・工程表（概要で可） ・現況写真 ・誓約書（様式第2号の4） <p>○通行障害既存耐震不適格ブロック塀又は耐震診断補助を受けた要安全確認既存耐震不適格ブロック塀の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐震診断結果報告書（様式第5号） ・既存ブロック塀等の調査シート（様式第5号の1）又は所管行政庁に提出した「耐震診断の結果の報告書」 ・構造詳細図（塀の一体性及び転倒評価を行った場合） ・構造計算書（塀の一体性及び転倒評価において詳細評価を行った場合） <p>○要安全確認既存耐震不適格ブロック塀の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ブロック塀等チェックリスト（様式第1号）
補助金交付決定通知書	第3号	【大阪府使用】
着手届	第4号	【共通】 <ul style="list-style-type: none"> ・契約書の写し ・工程表
耐震診断結果報告書	第5号	【耐震診断】 <ul style="list-style-type: none"> ・既存ブロック塀等の調査シート（様式第5号の1） ・調査結果が確認できる写真
補強設計評価報告書	第6号	【耐震改修】 <ul style="list-style-type: none"> ・改修工事の概要 ・補強設計に係る評価書 ・設計図書（配置図、立面図、断面図、補強詳細図）
補強設計評価確認通知書	第7号	【大阪府使用】
内容変更届	第8号	【共通】

		<ul style="list-style-type: none"> ・申請内容の変更を示す図書
補助金交付決定変更申請書	第 9 号	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請内容の変更を示す図書 ・変更見積書 ・補助金交付決定通知書（写）
補助金交付決定変更通知書	第 10 号	【大阪府使用】
補助金取り止め届	第 11 号	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助金交付決定通知書
完了実績報告書	第 12 号	<p>【耐震診断】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐震診断結果報告書（様式第 5 号） ・既存ブロック塀等の調査シート（様式第 5 号の 1） ・構造詳細図（塀の一体性及び転倒評価を行った場合） ・構造計算書（塀の一体性及び転倒評価において詳細評価を行った場合） ・耐震診断費用明細書 ・耐震診断費用を証する書類 ・調査結果が確認できる写真 <p>【除却】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・除却費用明細書 ・除却費用を証する書類 ・除却工事が適切に実施されたことが確認できる写真（着手前、中間時、完了時） <p>【新設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新設費用明細書 ・新設費用を証する書類 ・新設工事後の設計図書（配置図、立面図、断面図） ・新設工事が適切に実施されたことが確認できる写真（着手前、中間時、完了時） <p>【耐震改修】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・改修工事の概要 ・補強設計に係る評価書 ・改修等工事後の設計図書（配置図、立面図、断面図、補強詳細図等） ・改修等費用明細書 ・改修等費用を証する書類 ・改修等工事が適切に実施されたことが確認できる写真（着手前、中間時、完了時）

補助金額確定通知書	第 13 号	【大阪府使用】
補助金請求書	第 14 号	【共通】
代理請求及び代理受領予定届出書	第 15 号	【代理請求する場合】
代理請求及び代理受領委任状	第 16 号	【代理請求する場合】
補助金交付決定取消し通知書	第 17 号	【大阪府使用】
財産処分承認申請書	第 18 号	・ 付近見取図、配置図（処分に係る範囲を明示） ・ 現況写真
補助金返還通知書	第 19 号	【大阪府使用】

ブロック塀等チェックリスト

□コンクリートブロック塀の場合

チェック項目		基準	結果	
1	建築時期	昭和56年5月以前に工事着手したものである。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
2	塀の高さ	地盤から2.2m以下である。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
3	塀の厚さ	10cm以上である。(高さ2m超2.2m以下の場合は、15cm以上である)	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
4	控え壁	【塀の高さが1.2m超の場合のみ】 塀の長さが3.4m以下ごとに、塀の高さの1/5以上突出した控え壁がある。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
5	基礎	コンクリートの基礎がある。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
6	塀の健全性	傾きやひび割れがない。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
		ぐらつきがない。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
【以下の項目は、上記1～6の全てが「はい」の場合のみチェック】				
7	鉄筋	確認できる図面がある。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
		【以下は、図面がある場合のみチェック】		
		塀の中に直径9mm以上の鉄筋が、縦横とも80cm間隔以下で配筋されており、縦筋は壁頂部及び基礎横筋に、横筋は縦筋にそれぞれかぎ掛けされている。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
		【塀の高さが1.2m超の場合のみ】 基礎の根入れ深さが30cm以上である。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ

□組積造（れんが造、石積塀等）の場合

チェック項目		基準	結果	
1	建築時期	昭和56年5月以前に工事着手したものである。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
2	塀の高さ	地盤から1.2m以下である。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
3	塀の厚さ	その部分から壁頂までの垂直距離の1/10以上である。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
4	控え壁	塀の長さが4m以下ごとに、塀の厚さの1.5倍以上突出した控え壁がある。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
5	基礎	基礎がある。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
6	塀の健全性	傾きやひび割れがない。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
		ぐらつきがない。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
【以下の項目は、上記1～6の全てが「はい」の場合のみチェック】				
7	基礎の根入れ深さ	確認できる図面がある。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
		【図面がある場合のみ】 20cm以上である。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ

補助金交付申請書

大阪府知事 様

補助事業者 住所
氏名

広域緊急交通路沿道ブロック塀等の〔耐震診断 / 除却 / 新設 / 耐震改修〕について補助金の交付を受けたいので、大阪府広域緊急交通路沿道ブロック塀等耐震化促進事業補助金交付要綱第6条第1項の規定により、関係図書を添えて、下記のとおり申請します。

記

1 事業内容	対象	<input type="checkbox"/> 通行障害既存耐震不適合ブロック塀 <input type="checkbox"/> 要安全確認既存耐震不適合ブロック塀	
	種別	<input type="checkbox"/> 耐震診断 <input type="checkbox"/> 除却 <input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 耐震改修	
2 申請金額			
3 建築物概要	建築物の名称		
	所在地		
	塀の種別	<input type="checkbox"/> 補強コンクリートブロック造 <input type="checkbox"/> 上記以外の組積造の塀（ ）	
	塀の最高の高さ	地盤面から	m
		道路面から	m
	塀の長さ	m	
建築年月			
4 事業実施期間	(自)	年 月 日	
	(至)	年 月 日	
5 備考			

申請金額の算定及び内訳

■補助対象経費の限度額の算定

種別	塀の長さ(m)	限度額単価	限度額
耐震診断(10m未満)		5,100 円/m	
耐震診断(10m以上)		48,960 円+204 円/m	
除 却		31,000 円/m	
新 設		43,900 円/m	

■補助対象経費の算定

種別	実際に要する費用	限度額	補助対象経費	補助率
耐震診断				
除 却				
新 設				
合 計				

■交付申請額の内訳

種別	補助額
耐震診断	
除 却	
新 設	
合 計	

委任状

大阪府知事 様

代理人	住所 _____
	氏名 _____

私は、上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

委任事項

「大阪府広域緊急交通路沿道ブロック塀等耐震化促進事業補助金」に係る交付申請から事業完了までの書類の提出、修正及び通知書等の各種書類の受領に関すること

所在地： _____

補助事業者	住所 _____
	氏名 _____

同意書

大阪府知事 様

大阪府広域緊急交通路沿道ブロック塀等耐震化促進事業補助金交付要綱の規定に基づく申請をするにあたり、代表申請者と協力して同要綱に定める事項を責任を持って遂行することを誓約するとともに、同要綱に基づく権利、義務及び手続等のすべての事柄について、_____氏を代表申請者とすることに同意いたします

なお、同要綱に基づき、代表申請者が受領した補助金の返還を求められた場合、当該返還義務については、私儀も代表申請者と連携してその責任を負うものとします。

所有者

 住所 _____

氏名 _____

申立書

大阪府知事 様

1. 補助対象者要件について

大阪府広域緊急交通路沿道ブロック塀等耐震化促進事業補助金交付要綱に定める補助金の交付申請を行うにあたり、私は、以下の内容について申立てます。

※各項目を確認し、はい・いいえのどちらかを○で囲んでください。

申立事項		
1	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する 暴力団 、同法第2条第6号に規定する 暴力団員 、大阪府暴力団排除条例第2条第4号に規定する 暴力団密接関係者 である。 ※「暴力団密接関係者」については、次の2～6も確認してください。	はい・いいえ
2	自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、 暴力団 又は 暴力団員 を利用するなどしている。	はい・いいえ
3	暴力団 又は 暴力団員 に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に 暴力団 の維持、運営に協力し、若しくは関与している。	はい・いいえ
4	暴力団 又は 暴力団員 であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。	はい・いいえ
5	暴力団 又は 暴力団員 と社会的に非難されるべき関係を有している。	はい・いいえ
6	(事業者においては、)次に掲げる者のうちに暴力団員又は上記2～5のいずれかに該当する者がいる。 ・事業者の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるか否かを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む) ・支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織(以下「営業所等」という。)の業務を統括する者 ・営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にあるものであって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者 ・事実上事業者の経営に参加していると認められる者	はい・いいえ
7	法人にあっては罰金の刑、個人にあっては禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者である。	はい・いいえ
8	公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から1年を経過しない者である。	はい・いいえ
9	規則第2条第2号イ～ハマでのいずれかの該当の有無等に関して調査が必要となった場合には、大阪府が求める必要な情報又は資料を遅滞なく提出するとともに、その調査に協力し、調査の結果、該当することが判明した場合には、規則第15条に基づき、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消されても、何ら異議の申し立てを行いません。	はい・いいえ
10	間接補助事業者に当該補助事業の全部又は一部を行わせる場合には、当該間接補助事業者が上記各号のいずれかに該当することとなった場合又はいずれかに該当していたことが判明した場合にその旨を直ちに届出ます。	はい・いいえ
11	暴力団等審査情報を、大阪府暴力団排除条例第26条に基づき、大阪府警察本部に提供することに同意する。	はい・いいえ

※「1」～「8」で「はい」に「○」を付けた場合及び「9」～「11」で「いいえ」に「○」を付けた場合は、補助金の支給を受けることはできません。

申立書

2. 消費税仕入額控除について

※以下を確認し、どちらかにレ点チェックを記入してください。

私は、消費税仕入額控除を行う事業者であることを申立てます。

私は、消費税仕入額控除を行わない事業者であることを申立てます。

なお、消費税仕入控除を行うこととなった場合には、直ちにその旨を届け出ます。また、届出が額の確定後となった場合には、その額を返還します。

年 月 日

補助事業者 住所

氏名

生年月日 _____ 年 月 日

(参考)

大阪府補助金交付規則 (抜粋)

第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 補助事業 補助金の交付の対象となる事務又は事業をいう。

二 補助事業者 補助事業を行う者をいう。ただし、次のいずれかに該当する者を除く。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団又は同条第六号に規定する暴力団員若しくは大阪府暴力団排除条例（平成二十二年大阪府条例第五十八号）第二条第四号に規定する暴力団密接関係者

ロ 法人にあつては罰金の刑、個人にあつては禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から一年を経過しない者

ハ 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第四十九条に規定する排除措置命令又は同法第六十二条第一項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から一年を経過しない者

三 間接補助金 府以外の者が相当の反対給付を受けないで交付する給付金で、補助金を直接又は間接にその財源の全部又は一部とし、かつ、当該補助金の交付の目的に従って交付するものをいう。

四 間接補助事業 間接補助金の交付の対象となる事務又は事業をいう。

五 間接補助事業者 間接補助事業を行う者をいう。ただし、第二号イからハまでのいずれかに該当する者を除く。

申立書

大阪府知事 様

1. 補助対象者要件について

大阪府広域緊急交通路沿道ブロック塀等耐震化促進事業補助金交付要綱に定める補助金の交付申請を行うにあたり、当管理組合員は、以下の内容について申立てます。

※各項目を確認し、はい・いいえのどちらかを○で囲んでください。

申立事項		
1	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する 暴力団 、同法第2条第6号に規定する 暴力団員 、大阪府暴力団排除条例第2条第4号に規定する 暴力団密接関係者 である。 ※「暴力団密接関係者」については、次の2～6も確認してください。	はい・いいえ
2	自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、 暴力団 又は 暴力団員 を利用するなどしている。	はい・いいえ
3	暴力団 又は 暴力団員 に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に 暴力団 の維持、運営に協力し、若しくは関与している。	はい・いいえ
4	暴力団 又は 暴力団員 であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。	はい・いいえ
5	暴力団 又は 暴力団員 と社会的に非難されるべき関係を有している。	はい・いいえ
6	(事業者においては、)次に掲げる者のうちに暴力団員又は上記2～5のいずれかに該当する者がいる。 ・事業者の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるか否かを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む) ・支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織(以下「営業所等」という。)の業務を統括する者 ・営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にあるものであって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者 ・事実上事業者の経営に参加していると認められる者	はい・いいえ
7	法人にあっては罰金の刑、個人にあっては禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者である。	はい・いいえ
8	公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から1年を経過しない者である。	はい・いいえ
9	規則第2条第2号イ～ハマでのいずれかの該当の有無等に関して調査が必要となった場合には、大阪府が求める必要な情報又は資料を遅滞なく提出するとともに、その調査に協力し、調査の結果、該当することが判明した場合には、規則第15条に基づき、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消されても、何ら異議の申し立てを行いません。	はい・いいえ
10	間接補助事業者に当該補助事業の全部又は一部を行わせる場合には、当該間接補助事業者が上記各号のいずれかに該当することとなった場合又はいずれかに該当していたことが判明した場合にその旨を直ちに届出ます。	はい・いいえ
11	暴力団等審査情報を、大阪府暴力団排除条例第26条に基づき、大阪府警察本部に提供することに同意する。	はい・いいえ

※「1」～「8」で「はい」に「○」を付けた場合及び「9」～「11」で「いいえ」に「○」を付けた場合は、補助金の支給を受けることはできません。

申立書

2. 消費税仕入額控除について

※以下を確認し、どちらかにレ点チェックを記入してください。

当管理組合は、消費税仕入額控除を行う事業者であることを申立てます。

当管理組合は、消費税仕入額控除を行わない事業者であることを申立てます。

なお、消費税仕入控除を行うこととなった場合には、直ちにその旨を届け出ます。また、届出が額の確定後となった場合には、その額を返還します。

年 月 日

補助事業者 住所

氏名

生年月日 _____ 年 月 日

(参考)

大阪府補助金交付規則 (抜粋)

第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 補助事業 補助金の交付の対象となる事務又は事業をいう。

二 補助事業者 補助事業を行う者をいう。ただし、次のいずれかに該当する者を除く。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団又は同条第六号に規定する暴力団員若しくは大阪府暴力団排除条例（平成二十二年大阪府条例第五十八号）第二条第四号に規定する暴力団密接関係者

ロ 法人にあつては罰金の刑、個人にあつては禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から一年を経過しない者

ハ 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第四十九条に規定する排除措置命令又は同法第六十二条第一項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から一年を経過しない者

三 間接補助金 府以外の者が相当の反対給付を受けないで交付する給付金で、補助金を直接又は間接にその財源の全部又は一部とし、かつ、当該補助金の交付の目的に従って交付するものをいう。

四 間接補助事業 間接補助金の交付の対象となる事務又は事業をいう。

五 間接補助事業者 間接補助事業を行う者をいう。ただし、第二号イからハまでのいずれかに該当する者を除く。

大阪府知事 様

誓 約 書

申請者は、大阪府広域緊急交通路沿道ブロック塀等耐震化促進事業補助金交付要綱の規定に基づく申請をするにあたり、同要綱に基づく規定を遵守します。

補助金を受けて新設する塀等については、新設工事請負業者から安全性に問題が無い旨の説明を受けています。また、補助金の交付を受け築造した塀等は適切に維持管理を行います。さらに、当該塀等を譲渡する場合は、譲渡する者に対して、この要綱に基づいて協議した事項を周知し、継承させます。

万一、補助事業に関わる関係者とトラブルが発生したときは、申請者が責任をもって対処するとともに、同要綱に違反した場合において、補助金の一部又は全部について支払いが完了している場合には、既に大阪府から交付された補助金全額を指定された期日までに返還する責を負います。

補助事業者 住所
氏名

補助金交付決定通知書

様

大阪府知事

年 月 日付けで申請のあった大阪府広域緊急交通路沿道ブロック塀等耐震化促進事業補助金交付申請については、大阪府広域緊急交通路沿道ブロック塀等耐震化促進事業補助金交付要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

1 事業内容	対象	<input type="checkbox"/> 通行障害既存耐震不適格ブロック塀 <input type="checkbox"/> 要安全確認既存耐震不適格ブロック塀	
	種別	<input type="checkbox"/> 耐震診断 <input type="checkbox"/> 除却 <input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 耐震改修	
2 交付決定金額			
3 建築物概要	建築物の名称		
	所在地		
	塀の種類		
	塀の最高の高さ	地盤面から	m
		道路面から	m
	塀の長さ		
建築年月			
4 完了予定日	年 月 日		
5 補助金交付決定条件	大阪府広域緊急交通路沿道ブロック塀等耐震化促進事業補助金交付要綱の規定を遵守すること。		

上記の金額は、交付の予定額であり、申請した耐震診断等が完了した後に交付決定額を確定します。

着手届

大阪府知事 様

補助事業者 住所
氏名

大阪府広域緊急交通路沿道ブロック塀等耐震化促進事業補助金交付要綱第9条の規定により、関係図書を添えて、着手届を提出します。

記

1 事業内容	対象	<input type="checkbox"/> 通行障害既存耐震不適格ブロック塀 <input type="checkbox"/> 要安全確認既存耐震不適格ブロック塀	
	種別	<input type="checkbox"/> 耐震診断 <input type="checkbox"/> 除却 <input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 耐震改修	
2 補助金 交付決定番号	年 月 日付 第 号		
3 建築物概要	建築物の名称		
	所在地		
	塀の種類		
	塀の最高の高さ	地盤面から	m
		道路面から	m
	塀の長さ		
建築年月			
4 着手日	年 月 日		
5 完了予定日	年 月 日		
6 備考			

耐震診断結果報告書

大阪府知事 様

補助事業者 住所
氏名

大阪府広域緊急交通路沿道ブロック塀等耐震化促進事業補助金交付要綱第9条第2項の規定により、関係図書を添えて、耐震診断結果を報告します。

記

1 事業内容	<input type="checkbox"/> 通行障害既存耐震不適格ブロック塀 <input type="checkbox"/> 要安全確認既存耐震不適格ブロック塀		
2 補助金 交付決定番号	年 月 日付 第 号		
3 建築物概要	建築物の名称		
	所在地		
	塀の種類		
	塀の最高の高さ	地盤面から	m
		道路面から	m
	塀の長さ		
建築年月			
4 耐震診断結果	<input type="checkbox"/> 耐震性あり <input type="checkbox"/> 耐震性なし（判定 <input type="checkbox"/> 撤去 <input type="checkbox"/> 撤去又は耐震改修）		
	診断者名		

様式第5号の1

既存ブロック塀等の調査シート(No.1 健全性)					整理番号		
					調査年月日		
所在地 (住居表示)					調査者氏名		
					設計図書等	<input type="checkbox"/> 有/ <input type="checkbox"/> 無	
所有者名		擁壁等の 構造物	<input type="checkbox"/> 有/ <input type="checkbox"/> 無		擁壁の高さ	m	
			土留め利用	<input type="checkbox"/> 有/ <input type="checkbox"/> 無		セツバックの距離	m
						土圧の作用高さ	cm
接道種類	広域緊急交通路						
塀の種類	<input type="checkbox"/> 組積塀/ <input type="checkbox"/> 補強コンクリートブロック(CB)塀/ <input type="checkbox"/> その他()						
分類	箇所	項目	実施の有無		調査結果	健全性が確保できていないことを 判断するための基準	
			組積	CB			
必須 項目	壁体	組積材のひび割れ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	mm	<input type="checkbox"/> *1 1.0mm以上のひび割れ	
		組積材の破損	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 有/ <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> *1 破損がある状態	
		目地部のひび割れ幅	<input type="checkbox"/>		mm	<input type="checkbox"/> *1 1.0mm以上のひび割れ	
		目地部の欠損	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/> 有/ <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> *1 欠損がある状態	
		壁体の変色・風化	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 有/ <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> *1 著しい風化が確認される状態	
		壁体内の著しい発錆(錆汁)		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 有/ <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> *1 表面から錆汁が確認される状態	
		壁体の傾斜	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	度	<input type="checkbox"/> *1 5度以上の傾斜	
		壁体のぐらつき	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 有/ <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> *1 ぐらつきがあり、安定性に欠ける状態	
評価 の 参考 項目	壁体	笠木の有無	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 有/ <input type="checkbox"/> 無	笠木がない場合や笠木が欠落している場合は、雨水浸入により	
		笠木の欠落	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 有/ <input type="checkbox"/> 無	鉄筋の腐食が進展している可能性がある。	
	擁壁	擁壁の不同沈下	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 有/ <input type="checkbox"/> 無	擁壁等の工作物に、不同沈下やひび割れ、はらみ、傾斜等がある場合は、既存塀の健全性を確保できない恐れがある。	
		擁壁のひび割れ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 有/ <input type="checkbox"/> 無		
		擁壁のはらみ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 有/ <input type="checkbox"/> 無		
			擁壁の傾斜	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	度	
	地盤	液状化の恐れ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 有/ <input type="checkbox"/> 無	既存塀が設置される地盤に変状の恐れがある場合は、既存塀の健全性を確保できない恐れがある。	
		地盤破壊の恐れ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 有/ <input type="checkbox"/> 無		
		建築年	年頃 <input type="checkbox"/> 不明		建設後維持管理がない状態で数十年が経過しているものは、既存塀の健全度を確保するのが難しいものと考えられる。		
		増改築の有無	<input type="checkbox"/> 有/ <input type="checkbox"/> 無				
	増改築年	年頃 <input type="checkbox"/> 不明					
	増改築の方法						
注記	*1 該当する項目が一つでもある場合は、健全性評価を満足できず、「撤去」の判定となるため、以後の仕様規定への適合性、一体性、転倒の評価に関する調査は省略してよい。						
備考	塀の形状、損傷の箇所、箇所など、評価に必要な情報を記載する。						

既存ブロック塀等の調査シート(No.2 仕様規定への適合性)						整理番号				
所在地 (住居表示)						調査年月日				
						擁壁等の 構造物		<input type="checkbox"/> 有/ <input type="checkbox"/> 無	擁壁の高さ	m
所有者名						土留め利用		<input type="checkbox"/> 有/ <input type="checkbox"/> 無	セットバックの距離	m
									土圧の作用高さ	cm
接道種類						広域緊急交通路				
塀の種類						<input type="checkbox"/> 組積塀/ <input type="checkbox"/> 補強コンクリートブロック(CB)塀/ <input type="checkbox"/> その他()				
分類	箇所	項目	実施の有無		調査結果	仕様規定の適合性を満足しない ことを判定するための基準				
			組積	CB						
必須 項目	壁 本体	塀の高さ	<input type="checkbox"/>		m	<input type="checkbox"/> *1 1.2mに組積材1個の高さを足し合わせた 高さを超えている*2				
		組積の高さ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	m	<input type="checkbox"/> 2.2mを超えている*2				
		壁厚さ	<input type="checkbox"/>		cm	<input type="checkbox"/> *1 その部分から壁頂までの垂直距離の 1/10 未 満である				
				<input type="checkbox"/>	cm	<input type="checkbox"/> 15cm 未満(塀高さが 2m 以下の場合は 10cm 未満)である				
		異種ブロック積み		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 有/ <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> *1 異なる構造形式を組み合わせている				
	壁 本体 配筋	横筋の最大配筋間隔		<input type="checkbox"/>	cm	<input type="checkbox"/> 80cmを超えている				
		縦筋の最大配筋間隔		<input type="checkbox"/>	cm	<input type="checkbox"/> 80cmを超えている				
		縦筋の基礎(擁壁)内でのフック		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 有/ <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 基礎の横筋にかぎ掛けされていない				
		縦筋の基礎(擁壁)への定着長さ		<input type="checkbox"/>	cm	<input type="checkbox"/> *1 鉄筋径の 40 倍未満である*3				
	控壁	控壁の有無	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/> 有/ <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 控壁がない*4				
				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 有/ <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 控壁がない*5				
		控壁の張り出し長さ	<input type="checkbox"/>		cm	<input type="checkbox"/> *1 壁厚さの 1.5 倍未満である				
				<input type="checkbox"/>	cm	<input type="checkbox"/> 基礎部分において壁高さの 1/5 未満である				
		控壁の最大間隔	<input type="checkbox"/>		m	<input type="checkbox"/> *1 4.0mを超えている				
	控壁 配筋	壁端部から 最寄りの控壁までの長さ	<input type="checkbox"/>		m	<input type="checkbox"/> *1 2.0mを超えている				
				<input type="checkbox"/>	m	<input type="checkbox"/> *1 1.7mを超えている				
		控壁の横筋の有無		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 有/ <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 控壁の横筋がない				
		控壁の縦筋の有無		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 有/ <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 控壁の縦筋がない				
	基礎	控壁の縦筋の基礎(擁壁) 内でのフック		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 有/ <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 基礎の横筋にかぎ掛けされていない				
		控壁の縦筋の基礎(擁壁) 内での定着長さ		<input type="checkbox"/>	cm	<input type="checkbox"/> 鉄筋径の 40 倍未満である*3				
		基礎(壁本体)	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/> 有/ <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> *1 基礎がない				
				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 有/ <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> *1 RC 造の基礎がない				
		基礎(控壁)	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/> 有/ <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> *1 基礎がない				
	地盤	基礎の根入れ深さ	<input type="checkbox"/>		cm	<input type="checkbox"/> *1 20cm 未満である*2				
			<input type="checkbox"/>	cm	<input type="checkbox"/> 30cm 未満である*2					
擁壁等の構造物の有無		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/> 有/ <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> *1 擁壁等の構造物の上に塀がある					
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 有/ <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 擁壁等の構造物の上に塀がある					
評価 の 参考 項目	土圧の作用高さ	<input type="checkbox"/>		cm	<input type="checkbox"/> *1 土圧の作用高さが 60cm を超えている					
			<input type="checkbox"/>	cm	<input type="checkbox"/> 土圧の作用高さが 60cm を超えている					
	フェンスの有無		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 有/ <input type="checkbox"/> 無	壁頂部に横筋が配筋されていない恐れがあり、詳細な 検討が必要となる可能性がある。					
	透かしブロックの有無		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 有/ <input type="checkbox"/> 無	透かしブロックが配置されている箇所では、壁筋が配筋 されていない恐れがある。					
注記	透かしブロックの配置		<input type="checkbox"/>	備考に図示	壁本体の仕上げの有無	仕上げの厚さが大きい場合には、実情の重量に応じて、 評価を行う必要がある。				
	壁本体の仕上げの有無		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 有/ <input type="checkbox"/> 無						
備考	塀の形状、寸法、配筋など、評価に必要な情報を記載する。									

既存ブロック塀等の調査シート(No.3 塀の一体性)						整理番号		
所在地 (住居表示)						調査年月日		
						調査者氏名		
所有者名						設計図書等 <input type="checkbox"/> 有 / <input type="checkbox"/> 無		
						擁壁等の 構造物		<input type="checkbox"/> 有 / <input type="checkbox"/> 無
接道種類						広域緊急交通路		
						土留め利用		
塀の種類						□組積塀 / □補強コンクリートブロック(CB)塀 / □その他()		
分類	箇所	項目	調査結果	調査結果	評価との関連			
					壁	擁壁	基礎	
簡易 評価 及び 詳細 評価 のた めの 調査 項目	壁本体	塀の高さ	<input type="checkbox"/>	m	◎	◎	◎	
		壁厚さ	No.2(仕様)	cm	◎	◎	◎	
		壁本体の仕上げの有無	No.2(仕様)	<input type="checkbox"/> 有 / <input type="checkbox"/> 無	◎	◎	◎	
		仕上げによる組積材の重量増 (仕上げの種類・厚さ)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 無視できる / <input type="checkbox"/> 無視できない 備考に仕上げの種類・厚さを示すこと	◎	◎	◎	
	壁本体 配筋	横筋の最大配筋間隔	No.2(仕様)	cm	◎			
		横筋の配置(間隔・本数)	<input type="checkbox"/>	備考に図示すること	◎			
		縦筋の最大配筋間隔	No.2(仕様)	cm	◎		◎	
		縦筋の配置(間隔・本数)	<input type="checkbox"/>	備考に図示すること	◎		◎	
		縦筋の基礎(擁壁)内でのフック	No.2(仕様)	<input type="checkbox"/> 有 / <input type="checkbox"/> 無			◎	
		縦筋の基礎(擁壁)への定着長さ	No.2(仕様)	cm			◎	
		縦筋の空洞内部における 重ね継手の有無	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 有 / <input type="checkbox"/> 無			◎	
	控壁	控壁の有無	No.2(仕様)	<input type="checkbox"/> 有 / <input type="checkbox"/> 無		◎	◎	
		控壁の配置(壁本体に取り付く 控壁の間隔・枚数)	<input type="checkbox"/>	備考に図示すること		◎	◎	
		控壁の高さ	<input type="checkbox"/>	m			◎	
		控壁の張り出し長さ	No.2(仕様)	cm			◎	
	控壁 配筋	控壁の横筋の有無	No.2(仕様)	<input type="checkbox"/> 有 / <input type="checkbox"/> 無		◎		
		控壁の横筋の配置(間隔・本数)	<input type="checkbox"/>	備考に図示すること		◎		
		控壁の横筋の壁本体内部でのフック	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 有 / <input type="checkbox"/> 無		◎		
		控壁の縦筋の有無	No.2(仕様)	<input type="checkbox"/> 有 / <input type="checkbox"/> 無			◎	
		控壁の縦筋の基礎(擁壁) 内でのフック	No.2(仕様)	<input type="checkbox"/> 有 / <input type="checkbox"/> 無			◎	
		控壁の縦筋の基礎(擁壁) 内での定着長さ	No.2(仕様)	cm			◎	
		控壁の縦筋の空洞内部における 重ね継手の有無	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 有 / <input type="checkbox"/> 無			◎	
	詳細 評価 のた めの 調査 項目	壁本体	壁長さ	<input type="checkbox"/>	m	◎	◎	◎
			組積材の重量 (コンクリートブロックの種類)	<input type="checkbox"/>	□A(08) / □B(12) / □C(16) / □その他 ()	◎	◎	◎
壁本体 配筋		横筋の径、降伏強度*1、有効せい	<input type="checkbox"/>		◎			
		縦筋の径、降伏強度*1、有効せい	<input type="checkbox"/>				◎	
控壁		控壁の厚さ	<input type="checkbox"/>	cm			◎	
		控壁の重量(構造種別、 コンクリートブロックの種類)	<input type="checkbox"/>	□RC / □CB(CBの場合、下記も記載) □A(08) / □B(12) / □C(16) / □その他 ()			◎	
擁壁 配筋		控壁の横筋の径、降伏強度*1	<input type="checkbox"/>			◎		
		控壁の縦筋の本数、有効せい	<input type="checkbox"/>	備考に図示すること			◎	
		控壁の縦筋の径、降伏強度*1	<input type="checkbox"/>				◎	
注記		*1 鉄筋の降伏強度は、引張試験を行わない場合、丸鋼は 235N/mm ² 、異形鉄筋は 295N/mm ² としてよい。						
備考	塀の形状、寸法、配筋など、評価に必要な情報を記載する。							

既存ブロック塀等の調査シート(No.4 塀の転倒)					整理番号	
所在地 (住居表示)					調査年月日	
					調査者氏名	
所有者名					擁壁等の 構造物	<input type="checkbox"/> 有/ <input type="checkbox"/> 無
					擁壁の高さ	
土留め利用					セットバックの距離	m
					土圧の作用高さ	cm
接道種類	広域緊急交通路					
塀の種類	<input type="checkbox"/> 組積塀/ <input type="checkbox"/> 補強コンクリートブロック(CB)塀/ <input type="checkbox"/> その他()					
分類	箇所	項目	調査結果	調査結果		
簡易 評価 及び 詳細 評価 のた めの 調査 項目	壁本体	塀の高さ	No.2(仕様)	m		
		壁厚さ	No.2(仕様)	cm		
		壁本体の仕上げの有無	No.2(仕様)	<input type="checkbox"/> 有/ <input type="checkbox"/> 無		
		仕上げによる組積材の重量増 (仕上げの種類・厚さ)	No.3(一体)	<input type="checkbox"/> 無視できる/ <input type="checkbox"/> 無視できない 備考に仕上げの種類・厚さを示すこと		
	控壁	控壁の有無	No.2(仕様)	<input type="checkbox"/> 有/ <input type="checkbox"/> 無		
		控壁の配置(壁本体に取り付く 控壁の間隔・枚数)	No.3(一体)			
		控壁の高さ	No.3(一体)	m		
	基礎	控壁の張り出し長さ	No.2(仕様)	cm		
		基礎の根入れ深さ	No.2(仕様)	cm		
	地盤	側溝の有無	No.2(仕様)	<input type="checkbox"/> 有/ <input type="checkbox"/> 無		
詳細 評価 のた めの 調査 項目	壁本体	壁長さ	No.3(一体)	m		
		壁高さ	No.3(一体)	m		
		組積材の重量 (コンクリートブロックの種類)	No.3(一体)	<input type="checkbox"/> A(08)/ <input type="checkbox"/> B(12)/ <input type="checkbox"/> C(16)/ <input type="checkbox"/> その他 ()		
	控壁	控壁の厚さ	No.3(一体)	cm		
		控壁の重量(構造種別、 コンクリートブロックの種類)	No.3(一体)	<input type="checkbox"/> RC/ <input type="checkbox"/> CB(CBの場合、下記も記載) <input type="checkbox"/> A(08)/ <input type="checkbox"/> B(12)/ <input type="checkbox"/> C(16)/ <input type="checkbox"/> その他 ()		
	基礎	基礎の厚さ	<input type="checkbox"/>	cm		
		基礎の形状	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> I形/ <input type="checkbox"/> L形/ <input type="checkbox"/> T形		
		基礎フーチングの幅	<input type="checkbox"/>	cm(L形、T形の場合)		
		基礎フーチングの厚さ	<input type="checkbox"/>	cm(L形、T形の場合)		
	地盤	側溝の規格、深さ、厚さ等	<input type="checkbox"/>			
土の種類		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 粘性土/ <input type="checkbox"/> 砂質土			
土の一軸圧縮強度		<input type="checkbox"/>				
備考	塀の形状、寸法、配筋など、評価に必要な情報を記載する。					

補強設計評価報告書

大阪府知事 様

補助事業者 住所
氏名

大阪府広域緊急交通路沿道ブロック塀等耐震化促進事業補助金交付要綱第9条第3項の規定により、関係図書を添えて、補強設計評価報告書を提出します。

記

1 事業内容	<input type="checkbox"/> 通行障害既存耐震不適格ブロック塀 <input type="checkbox"/> 要安全確認既存耐震不適格ブロック塀		
2 補助金 交付決定番号	年 月 日付 第 号		
3 建築物概要	建築物の名称		
	所在地		
	塀の種類		
	塀の最高の高さ	地盤面から	m
		道路面から	m
	塀の長さ		
建築年月			
4 補強の概要			

補強設計評価確認通知書

様

大阪府知事

年 月 日付けで提出のあった下記ブロック塀等の補強設計評価報告書について、内容を確認しましたので、大阪府広域緊急交通路沿道ブロック塀等耐震化促進事業補助金交付要綱第9条第3項の規定に基づき、通知します。

記

1 事業内容	<input type="checkbox"/> 通行障害既存耐震不適格ブロック塀 <input type="checkbox"/> 要安全確認既存耐震不適格ブロック塀		
2 補助金 交付決定番号	年 月 日付 第 号		
3 建築物概要	建築物の名称		
	所在地		
	塀の種類		
	塀の最高の高さ	地盤面から	m
		道路面から	m
	塀の長さ		
建築年月			
4 補強の概要			

内容変更届

大阪府知事 様

補助事業者 住所
氏名

下記のとおり内容を変更したいので、大阪府広域緊急交通路沿道ブロック塀等耐震化促進事業補助金
交付要綱第10条第1項の規定により、関係図書を添えて届出ます。

記

1 事業内容	対象	<input type="checkbox"/> 通行障害既存耐震不適合ブロック塀 <input type="checkbox"/> 要安全確認既存耐震不適合ブロック塀	
	種別	<input type="checkbox"/> 耐震診断 <input type="checkbox"/> 除却 <input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 耐震改修	
2 補助金 交付決定番号	年 月 日付 第 号		
3 建築物概要	建築物の名称		
	所在地		
	塀の種類		
	塀の最高の高さ	地盤面から	m
		道路面から	m
	塀の長さ		
建築年月			
4 変更内容の概要			
5 変更理由			

補助金交付決定変更申請書

大阪府知事 様

補助事業者 住所
氏名

下記のとおり内容を変更したいので、大阪府広域緊急交通路沿道ブロック塀等耐震化促進事業補助金交付要綱第10条第2項の規定により、関係図書を添えて申請します。

記

1 事業内容	対象	<input type="checkbox"/> 通行障害既存耐震不適格ブロック塀		
	種別	<input type="checkbox"/> 要安全確認既存耐震不適格ブロック塀		
2 補助金 交付決定番号	年 月 日付 第 号			
3 申請金額	変更前 変更後			
4 建築物概要	建築物の名称			
	所在地			
	塀の種類			
	塀の最高の高さ	地盤面から	m	
		道路面から	m	
	塀の長さ			
建築年月				
5 変更内容の概要				
6 変更理由				

申請金額の算定及び内訳

■補助対象経費の限度額の算定

種別	塀の長さ(m)	限度額単価	限度額
耐震診断(10m未満)		5,100 円/m	
耐震診断(10m以上)		48,960 円+204 円/m	
除 却		31,000 円/m	
新 設		43,900 円/m	

■補助対象経費の算定

種別	実際に要する費用	限度額	補助対象経費	補助率
耐震診断				
除 却				
新 設				
合 計				

■交付申請額の内訳

種別	補助額
耐震診断	
除 却	
新 設	
合 計	

補助金交付決定変更通知書

様

大阪府知事

年 月 日付で申請のあった大阪府広域緊急交通路沿道ブロック塀等耐震化促進事業補助金変更申請については、大阪府広域緊急交通路沿道建築物耐震化促進事業補助金交付要綱第 10 条第 4 項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

1 事業内容	対象	<input type="checkbox"/> 通行障害既存耐震不適格ブロック塀 <input type="checkbox"/> 要安全確認既存耐震不適格ブロック塀	
	種別	<input type="checkbox"/> 耐震診断 <input type="checkbox"/> 除却 <input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 耐震改修	
2 変更の内容	交付決定額		
	変更交付決定額		
	増減額		
3 建築物概要	建築物の名称		
	所在地		
	塀の種類		
	塀の最高の高さ	地盤面から	m
		道路面から	m
	塀の長さ		
建築年月			
4 補助金交付決定条件	大阪府広域緊急交通路沿道ブロック塀等耐震化促進事業補助金交付要綱の規定を遵守すること。		

上記の金額は、交付の予定額であり、申請した耐震診断等が完了した後に交付決定額を確定します。

補助金取り止め届

大阪府知事 様

補助事業者 住所
氏名

年 月 日付 号をもって補助金の交付決定通知を受けましたが、大阪府広域緊急交通路沿道ブロック塀等耐震化促進事業補助金交付要綱第 11 条の規定に基づき、下記のとおり取り止めます。

記

1 事業内容	対象	<input type="checkbox"/> 通行障害既存耐震不適格ブロック塀 <input type="checkbox"/> 要安全確認既存耐震不適格ブロック塀
	種別	<input type="checkbox"/> 耐震診断 <input type="checkbox"/> 除却 <input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 耐震改修
2 補助金 交付決定番号	年 月 日付 第 号	
3 交付決定金額		
4 取り止め理由		

完了実績報告書

大阪府知事 様

補助事業者 住所
氏名

大阪府広域緊急交通路沿道ブロック塀等耐震化促進事業補助金交付要綱第 15 条第 1 項の規定により、関係図書を添えて、完了実績報告書を提出します。

記

1 事業内容	対象	<input type="checkbox"/> 通行障害既存耐震不適格ブロック塀 <input type="checkbox"/> 要安全確認既存耐震不適格ブロック塀		
	種別	<input type="checkbox"/> 耐震診断 <input type="checkbox"/> 除却 <input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 耐震改修		
2 補助金 交付決定番号	年 月 日付 第 号			
3 交付決定金額及び 精算補助金額	交付決定金額			
	精算補助金額			
4 建築物概要	建築物の名称			
	所在地			
	塀の種類			
	塀の最高の高さ	地盤面から	m	
		道路面から	m	
	塀の長さ			
建築年月				
5 完了日	年 月 日			
6 備考				

補助金額確定通知書

様

大阪府知事

年 月 日付けで実績報告のあった下記ブロック塀等について、大阪府広域緊急交通路沿道ブロック塀等耐震化促進事業補助金交付要綱第 17 条の規定に基づき、下記のとおり補助金の額を確定しましたので通知します。

記

1 事業内容	対象	<input type="checkbox"/> 通行障害既存耐震不適格ブロック塀 <input type="checkbox"/> 要安全確認既存耐震不適格ブロック塀		
	種別	<input type="checkbox"/> 耐震診断 <input type="checkbox"/> 除却 <input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 耐震改修		
2 補助金 交付決定番号	年 月 日付 第 号			
3 確定額	交付決定金額			
	交付済補助金額			
	確定補助金額			
4 建築物概要	建築物の名称			
	所在地			
	塀の種類			
	塀の最高の高さ	地盤面から	m	
		道路面から	m	
	塀の長さ			
建築年月				

年 月 日

補助金請求書

大阪府知事 様

補助事業者 住所

又は耐震事業者 氏名

(連絡先)

大阪府広域緊急交通路沿道ブロック塀等耐震化促進事業補助金交付要綱第 18 条第 1 項の規定により、補助金請求書を提出します。

記

1 事業内容	対象	<input type="checkbox"/> 通行障害既存耐震不適格ブロック塀 <input type="checkbox"/> 要安全確認既存耐震不適格ブロック塀
	種別	<input type="checkbox"/> 耐震診断 <input type="checkbox"/> 除却 <input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 耐震改修
2 補助金の額の 確定通知番号	年 月 日付 第 号	
3 請求金額		

4 支払金口座振替依頼書

振 込 口 座							
振込先 金融機関	銀行・信用金庫 信用組合・農協						
店名	本店・支店						
口座番号						口座種別	普通 ・ 当座
口座名義人 (フリガナ)							

※金融機関・店名・口座番号は、該当のものを○で囲んでください。

代理請求及び代理受領予定届出書

大阪府知事 様

補助事業者 住所
氏名
(連絡先)

私は、補助事業を実施するにあたり、補助事業に要した費用から補助金を差し引いた額を下記耐震事業者に支払い、補助金の受領は当該耐震事業者に委任する予定であるため、大阪府広域緊急交通路沿道ブロック塀等補助金交付要綱第 18 条第 2 項の規定により、届出します。

記

事業内容	対象	<input type="checkbox"/> 通行障害既存耐震不適格ブロック塀 <input type="checkbox"/> 要安全確認既存耐震不適格ブロック塀
	種別	<input type="checkbox"/> 耐震診断 <input type="checkbox"/> 除却 <input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 耐震改修
建築物の名称		
所在地		
塀の種類		
事業費		
申請金額		

上記権限の委任を受けることを承諾します。

受任者 (耐震事業者)

住所
名称
代表者氏名

※補助事業者 (管理組合の場合は理事長) の本人確認が必要です。

代理請求及び代理受領委任状

大阪府知事 様

補助事業者 住所
氏名

私は、下記補助金の交付請求及び受領について、大阪府広域緊急交通路沿道ブロック塀等補助金交付要綱第 18 条第 2 項の規定により、委任します。

記

事業内容	対象	<input type="checkbox"/> 通行障害既存耐震不適合ブロック塀 <input type="checkbox"/> 要安全確認既存耐震不適合ブロック塀
	種別	<input type="checkbox"/> 耐震診断 <input type="checkbox"/> 除却 <input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 耐震改修
建築物の名称		
所在地		
塀の種類		
補助金交付決定番号		
確定補助金額		

上記権限の委任を受けることを承諾します。

受任者 (耐震事業者)

住所
名称
代表者氏名

※補助事業者 (管理組合の場合は理事長) の本人確認が必要です。

補助金交付決定取消し通知書

様

大阪府知事

大阪府広域緊急交通路沿道ブロック塀等耐震化促進事業補助金交付要綱第 19 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり補助金の交付決定を取り消したので通知します。

記

1 事業内容	対象	<input type="checkbox"/> 通行障害既存耐震不適格ブロック塀 <input type="checkbox"/> 要安全確認既存耐震不適格ブロック塀	
	種別	<input type="checkbox"/> 耐震診断 <input type="checkbox"/> 除却 <input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 耐震改修	
2 補助金 交付決定番号	年 月 日付 第 号		
3 交付決定金額			
4 建築物概要	建築物の名称		
	所在地		
	塀の種類		
	塀の最高の高さ	地盤面から	m
		道路面から	m
	塀の長さ		
建築年月			
5 取消しの理由			

財産処分承認申請書

大阪府知事 様

補助事業者 住所
氏名

大阪府広域緊急交通路沿道ブロック塀等耐震化促進事業により取得又は効用の増加した財産を下記のとおり処分したいので、大阪府広域緊急交通路沿道ブロック塀等補助金交付要綱第 21 条第 2 項の規定により申請します。

記

補 助 年 度	
補助金交付決定番号	
補 助 の 種 別	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 耐震改修
建 築 物 の 名 称	
所 在 地	
塀 の 種 類	
処 分 の 理 由	

補助金返還通知書

様

大阪府知事

年 月 日付け 第 号により補助金交付の取消しを通知しました事業について、大阪府広域緊急交通路沿道ブロック塀等耐震化促進事業補助金交付要綱第 22 条の規定に基づき、下記のとおり補助金の返還を命じます。

記

1 事業内容	対象	<input type="checkbox"/> 通行障害既存耐震不適格ブロック塀 <input type="checkbox"/> 要安全確認既存耐震不適格ブロック塀	
	種別	<input type="checkbox"/> 耐震診断 <input type="checkbox"/> 除却 <input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 耐震改修	
2 返還を命じる補助金の額			
3 建築物の概要	所在地		
	塀の種類		
	塀の最高の高さ	地盤面から	m
		道路面から	m
	塀の長さ		
建築年月			
4 返還の期限	年 月 日まで		